

一般医療機器 歯09 歯科用研削材料
歯科用研磨器材（コード：70907000）

アッシュサンド

【形状・構造および原理等】

二酸化ケイ素を主成分とした不特定の球状物体。本品を水と混ぜて泥状にし、バフ、ブラシ、フェルトホイール等に付け、研磨材として使用する。

【使用目的又は効果】

歯科技工物制作過程において、レジン、ポリカーボネイト樹脂等の仕上研磨に用いる。

【使用方法等】

- 本品適量を水と混ぜて泥状にする。
- 泥状にした本品をバフ、ブラシ、フェルトホイール等に塗布する。
- バフ等を回転研削機械(ハンドピースグラインダー、バフレーズ)にて任意の回転数で回転させ、被加工物表面に接触させて研磨する。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 研磨後は加工物に本品の成分が付着しているため、バフ用クリーナー等できれいに洗浄することが望ましい。
- 本品が硬化した場合は、水を注ぎ足して再び泥状にして使用すること。

【使用上の注意】

- 本品を使用する際は、粉塵による人体への影響を避けるために局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク、手袋などを使用すること。
- 本品を使用する際は、目の損傷を防ぐために、保護メガネを使用すること。万が一目に入ったときは、すぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。
- 本器具は【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと。
- 本品が床などにこぼれた場合は、滑りやすいので注意すること。

【保管方法及び有効期間等】

- 湿気の少ない場所で保管すること。
- 作業場内での発塵防止のため、本品がこぼれないように容器の蓋をしっかりと閉め、容器の破損・落下が無いように安定した場所で保管すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

株式会社 ピーディーアール

愛知県名古屋市中白区原4-106